

入 札 公 告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付する。

今回の業務に参加可能な実績を有し、業務拠点の参加条件を満たす者は、150者以上が見込まれる。

本業務は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という）に基づき実施される業務である

平成23年3月31日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 北部国道事務所長 石垣 弘規

1. 業務概要

- (1) 業 務 名 平成23年度北部国道改築関係工事品質検査業務
(電子入札対象案件)

- (2) 業務目的 本業務は、北部国道事務所が発注した「施工プロセスを通じた検査」対象工事において、従来の中間時点や完成時点の検査だけでなく、工事の施工プロセス全体を通じて工事実施状況、出来形及び品質について臨場により適切に確認を行うことで、品質確保の取り組みの強化と検査職員を補助することを目的とする。

(3) 業務の内容

本業務は、工事の実施状況、出来形及び品質について、臨場により「施工プロセス検査業務運用ガイドライン（案）」における「施工プロセス検査チェックシート」に従い確認し報告を行うものである。予定工事件数は3件を予定している。

(4) 実施方針に関する要件

業務を実施するにあたっては以下の視点から競争参加資格確認申請書等を提出するのは（以下「競争参加資格確認申請者」という。）創意工夫を発揮し、質の向上に努めるための、各提案を行うものとする。

1) 業務の実施方針に関する提案

競争参加資格確認申請者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

(5) 履行期間 契約締結日の翌日から平成24年3月31日

- (6) 本業務は、入札前に業務計画等に関する競争参加資格確認申請書等を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づく

価格を設定する総合評価落札方式においては、予定価格 1,000 万円を越える業務の場合には、実施方針の確実な履行の確保を厳格に評価するため、実施方針の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

- (7) 本業務は資料提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。

2. 入札参加資格

競争参加資格確認申請者は、2-1. に掲げる資格を満たしている単体企業又は2-2. に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

2-1. 単体企業

- (1) 法第15条において準用する法第10条各号に該当する者でないこと。

・なお、入札に参加しようとする者は、競争参加資格を確認する資料として、競争参加資格確認申請書等の提出期限までに、様式17に従い、次に掲げる事項を記載した誓約書を提出すること。

①法第15条において準用する第10条各号のいずれにも該当しないこと及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。

②暴力団排除に関する欠格事由（法第15条において準用する第10条第4号、第6号、第7号、第8号及び第9号）について沖縄総合事務局が沖縄県警察に照会を行うことに異存がないこと。なお、沖縄県警察への照会の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、競争参加資格の確認を受けた後であっても競争参加資格を満たさない者とされることに異存がないこと。

- (2) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 沖縄総合事務局（港湾空港関係を除く）における平成23・24年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、建設コンサルタント登録規定に基づく登録をしていること。

- (4) 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2-2. 設計共同体

2-1. に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成23年3月25日付け沖縄総合事務局開発建設部長）に示すところにより、沖縄総合事務局

開発建設部長から平成23年度北部国道改築関係工事品質検査業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を当該業務の開札の日迄に受けているものであること。

- 2-3. 2-1（3）に掲げる平成23・24年度の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていない者も競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、競争参加資格確認申請書等提出期限までに平成23・24年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、希望業種を土木関係建設コンサルタント業務として申請を行うこと。（2-2に掲げる設計共同体構成員についても同様とする。）

2-4. 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定（入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない）に抵触するものではないことに留意すること。

（1）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

1）親会社と子会社の関係にある場合

2）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（2）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし1）については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

1）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

2）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

（3）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2-5. 競争参加資格確認申請者に関する要件

（1）中立公平性に関する要件

- ・本業務の履行期間中に工期がある当該業務発注者の発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。
- ・発注工事に参加とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請けをしていることをいう。
- ・資本面・人事面で関係があるとは、次の1）又は2）に該当するものをいう。

1) 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

2) 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

(2) 誓約書の提出

上記(1)における中立公平性が確認できる誓約書若しくは資料の写しを様式自由にて競争参加資格確認時に提出することとする。なお、誓約書の提出期限は競争参加資格確認申請書と同様の扱いとする。

(3) 業務実施体制に関する要件

- ・競争参加資格確認申請者は、沖縄総合事務局管内に業務拠点(配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ)を有するものであること。
- ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
- ・設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

(4) 業務実績に関する要件

- ・競争参加資格確認申請者は、平成13年度以降に完了した以下に示す業務(平成22年度完了予定も対象に含む)において、1件以上の実績を有すること。

実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成20年9月26日付け国官技第126号)又は、「沖縄総合事務局開発建設部(営繕事業及び港湾・空港関係除く)業務委託等成績評定要領」(平成20年9月30日付け府開技術第130号)に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザリー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務。

2-6. 配置予定管理技術者に対する要件

(1) 配置予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有するもの

- ・技術士(総合技術監理部門ー建設又は建設部門)
- ・一級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者
- ・(社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)又は公共工事品質確保技術者(II)又は発注者が認めた同等の資格を有する者(※1)
- ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(※2)(技術士部門と同様の部門に限る)

※1 「発注者が認めた同等の資格を有する者」とは以下のとおり

- ・ 公共工事の品質確保の促進に関する北海道連絡協議会が認定した発注者支援業務技術者ⅠまたはⅡ
- ・ 東北地方公共工事品質確保促進協議会会長が認定した支援管理技術者ⅠまたはⅡ（積算）
- ・ 中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会」が認定した発注者支援技術者（土木）Ⅰ種またはⅡ種
- ・ 近畿地方公共工事品質確保推進協議会が認定した支援管理技術者ⅠまたはⅡ
- ・ 「中国地方整備局長」が認定した公共工事発注者支援業務技術者Ⅰ種又はⅡ種
- ・ 四国地方公共工事品質確保推進協議会が認定した支援技術者Ⅰ種
- ・ 九州地方における「公共工事品質確保技術者資格認定委員会委員長」が認定したⅠ種またはⅡ種公共工事品質確保技術者

※2 「R C C Mと同等の能力を有する者」とはR C C M試験に合格しているが、転職等により登録ができない立場にいる者。

（2）配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

配置予定管理技術者は、平成13年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（平成22年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。

実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成20年9月26日付け国官技第126号）又は、「沖縄総合事務局開発建設部（営繕事業及び港湾・空港関係除く）業務委託等成績評定要領」（平成20年9月30日付け府開技術第130号）に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

業務実績には、平成13年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

1）同種業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した土木工事に関する発注者支援業務。

2）類似業務：

- ・ 地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務、計画及び協議資料作成を目的とした行政補助業務。
- ・ 国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務、土木工事における監理技術者の業務。

（3）恒常的雇用関係

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。

（４）手持ち業務量

- ・配置予定管理技術者は、平成２３年４月１５日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。また、履行期限が平成２３年４月１４日以前となっているものは含まない。さらに、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。以下、同じ。）が４億円未満かつ１０件未満であること。ただし、手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者として従事している契約金額が５００万円以上の業務をいう。

平成２３年４月１５日現在での手持ち業務のうち、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係を除く。）において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を４億円未満から２億円未満に、件数を１０件未満から５件未満にするものとする。

- ・本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額４億円未満、件数で１０件未満（平成２３年４月１５日現在での手持ち業務に、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係を除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には契約金額で２億円未満、件数で５件未満）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当であると認められる場合には、当該管理技術者を、以下の１）から４）までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- １） 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ２） 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ３） 当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者
- ４） 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

（５）その他

本業務の管理技術者は、「施工プロセスを通じた検査」対象工事の工事監督支援業務の管理技術者、担当技術者（現場技術員）と兼ねる事が出来ないものとする。

なお、管理技術者、担当技術者（現場技術員）が兼ねることが出来ない工事監督支援業務は以下のとおりである。

- ・平成２３年度北部国道事務所改築関係工事監督支援（その１）業務

２－７．配置予定担当技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

（１）配置予定担当技術者の資格

以下のいずれかの資格等を有するもの

- ・技術士（総合技術監理部門一建設又は建設部門）、技術士補（建設部門）
- ・一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者、土木学会 1 級技術者又は土木学会 2 級技術者
- ・(社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)又は公共工事品質確保技術者(II)又は発注者が認めた同等の資格を有する者（※1）
- ・R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者（※2）（技術士部門と同様の部門に限る）
- ・「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実務経験が 1 年以上の者
- ・河川又は道路関係の技術的行政経験を 10 年以上有する者

※1 「発注者が認めた同等の資格を有する者」とは以下のとおり

- ・配置予定管理技術者において認めた資格を有する者
- ・「公共工事の品質確保の促進に関する北海道連絡協議会」が認定した発注者支援業務技術者Ⅰ又はⅡ
- ・「東北地方公共工事品質確保促進協議会会長」が認定した支援管理技術者ⅠまたはⅡ（積算）
- ・中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会」が認定した発注者支援技術者（土木）Ⅰ種またはⅡ種
- ・「近畿地方公共工事品質確保推進協議会」が認定した支援管理技術者ⅠまたはⅡ
- ・「中国地方整備局長」が認定した公共工事発注者支援業務技術者Ⅰ種又はⅡ種
- ・「四国地方公共工事品質確保推進協議会」が認定した支援技術者Ⅰ種またはⅡ種。または支援技術者Ⅲ種
- ・九州地方における「公共工事品質確保技術者資格認定委員会委員長」が認定したⅠ種またはⅡ種公共工事品質確保技術者。または一般公共工事品質確保技術者

※2 「R C C Mと同等の能力を有する者」とはR C C M試験に合格しているが、転職等により登録ができない立場にいる者。

(2) その他

本業務の担当技術者は、「施工プロセスを通じた検査」対象工事の工事監督支援業務の管理技術者、担当技術者（現場技術員）と兼ねる事が出来ないものとする。

なお、管理技術者、担当技術者（現場技術員）が兼ねることが出来ない工事監督支援業務は以下のとおりである。

- ・平成23年度北部国道事務所改築関係工事監督支援（その1）業務

2-8. 競争参加資格確認申請書等に関する要件

競争参加資格確認申請書等において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(2)総合評価の評価方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

- 1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者としてすることがある。
- 2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。
- 3) 上記において、評価値が最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

(2) 総合評価の評価方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝(価格評価点の満点)×(1－入札価格／予定価格)

価格評価点の満点は60点とする。

3) 技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書等の内容に応じ、下記①、②、③、④の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

- ① 予定技術者の経験及び能力
- ② 実施方針
- ③ 技術提案等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝（技術評価点の満点）×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

技術評価の得点合計＝（①に係る評価点）＋（実施方針評価点）×（③の評価に基づく履行確実性度）

4. 入札手続等

（１）担当部局

〒 905-0019 沖縄県名護市大北四丁目 28 番 34 号

沖縄総合事務局 北部国道事務所 総務課 契約係

電話 0980-52-4350

F A X 0980-52-1131

（２）入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、電子入札システムから入手するものとする。（ただし、紙入札方式の参加承諾を得た者には上記４．（１）にて交付する。）

交付期間：平成２３年３月３１日（木）から平成２３年５月１２日（木）までのうち、閉庁日を除く毎日の「９時００分から１７時００分まで」とする。

（３）競争参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法

平成２３年４月１日（金）から平成２３年４月１５日（金）１７時００分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て持参あるいは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）する場合は、平成２３年４月１５日（金）１７時００分までに上記（１）に必着とする。

（４）競争参加資格確認申請書等に関するヒアリングについて

ヒアリングでは競争参加資格確認申請書等に記載された以下の事項について質疑応答を行う。また、その結果について評価項目の得点に反映させる。

①実施場所：沖縄総合事務局 北部国道事務所 ２階 会議室

②実施期間：平成２３年４月２６日（火）～平成２３年４月２８日（木）

③ヒアリング時間：別途通知

④出席者：配置予定管理技術者

⑤ヒアリングにおける質疑応答内容

- ・ 配置予定管理技術者の経歴について
- ・ 配置予定管理技術者の業務実績について
- ・ 実施方針について

（５）競争参加資格確認の通知日

競争参加資格の有無の通知は平成２３年４月２２日（金）を予定する。

（６）入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙

により持参すること。

- ・電子入札システムによる入札の締め切りは、平成23年5月12日（木）12時00分
- ・紙により持参の場合は、平成23年5月12日（木）12時00分
- ・開札は、平成23年5月13日（金）9時30分

〒905-0010 沖縄県名護市大北四丁目28番34号

沖縄総合事務局 北部国道事務所 入札室 にて行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)に同じ。

(6) 当該業務を受注した者は、当該業務発注者の発注工事に参加することができない。

当該業務の請負者は、以下のとおり業務の履行期間中は業務発注者の発注する工事の入札に参加することができない

・本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は業務履行期間中に工期のある当該業務発注者の発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該業務発注者の発注工事に参加してはならない。なお、「工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請けとしての参加をいう。

・資本面・人事面で関係があるとは、次の1)又は2)に該当するものをいう。

- 1) 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資額の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
- 2) 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

(7) 履行確実性を評価するために、実施方針に関するヒアリングとは別に、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、実施方針とは別に追加資料の提出を求める場合がある。

(8) 暴力団排除について

- ・本業務は、法第 2 条第 7 項に規定する民間競争入札の対象であるため、参加者について、競争参加資格として設定されている暴力団排除に関する欠格事由（法第 15 条において準用する第 10 条第 4 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号及び第 9 号をいう。）への該当の有無を沖縄県警察へ照会する場合がある業務である。
- ・沖縄県警察への照会の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、競争参加資格の確認をした後であっても競争参加資格を満たさない者として入札無効と取り扱われる（すでに落札者として決定されている場合は、当該落札者としての決定も取り消される）ことに留意すること。
- ・また、照会に先立ち、沖縄県警察からの通報により参加者が暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときも、競争参加資格の確認をした後であっても競争参加資格を満たさない者として入札無効と取り扱われる（すでに落札者として決定されている場合は、当該落札者としての決定も取り消される）ことに留意すること。

（9）詳細は入札説明書による。